

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3247号)

令和7年8月7日

横情審答申第3247号

令和7年8月7日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和5年11月17日教教施第4260号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和5年度 工事名「特定小学校がけ対策工事」（特定契約番号）に係  
る工事計画がわかるもの一式（計画工程表を含む）」の不開示決定に対する  
審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「令和5年度 工事名「特定小学校がけ対策工事」（特定契約番号）に係る工事計画がわかるもの一式（計画工程表を含む）」を保有していないとして不開示とした決定は妥当ではなく、建築局が「令和5年度 工事名「特定小学校がけ対策工事」（特定契約番号）」（以下「本件工事」という。）の工程等を学校側に情報提供するために行った説明会（以下「学校説明会」という。）の資料及び本件工事に係る工事契約の締結に関する文書を対象行政文書として特定の上、改めて開示、不開示の決定をすべきである。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和5年10月12日付で行った「令和5年度 工事名「特定小学校がけ対策工事」（特定契約番号）に係る工事計画がわかるもの一式（計画工程表を含む）」（以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため、条例第10条第2項により不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書は作成しておらず、保有していないため不開示とした。
- (2) 実施機関は、本件工事の進め方を把握するため、建築局の案内により学校説明会に参加したため、学校説明会の資料を取得し、保有しているが、当該資料は本件工事に係る工事計画の全てを一式にとりまとめたものではない。
- (3) 工事計画の内容は、工事概要、計画工程表、施工方法、施工管理計画、緊急時の体制など多岐にわたる工事の技術的事項に関するものであることから、実施機関では、本件審査請求文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないため、不開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 十分な探索・特定を行わず、実際は保有している文書を特定しなかった結果、誤って本件処分に至った可能性が高く、適正な対応を求める。
- (2) 実施機関は、少なくとも計画工程表等を保有していると考えられる。
- (3) 本件工事を巡っては、以前、現場を地質調査した結果を建築局施設整備課が実施機関と共有した経緯を把握している。こうしたことから約70ページで構成される今回の施工計画書についても施設整備課が実施機関と共有した可能性が高い。
- (4) 本件工事の開始に先立ち、8月下旬には特定中学校で学校説明会が開かれていることから、遅くとも説明会当日には施工計画書のうち少なくとも表題「2. 計画工程表」は資料として配布されたと考えられる。説明会には実施機関の担当者も出席し、学校側の関心が高い工程等に関する説明会である以上、当該工程表が資料として配布されて実施機関の担当者も受け取り、その後は課内で保有している可能性が高い。

#### 5 審査会の判断

- (1) 学校の敷地内における崖対策工事に係る事務について

教育委員会事務局では、学校の敷地内にある斜面地に擁壁や法枠などの構造物を設置する工事を行うことで、安全な教育環境の整備に努めている。

また、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）第2条の規定により、校地の整備に関すること（建築局で行う技術的事項に係る業務を除く。）を教育委員会事務局教育施設課校地係で分掌しており、校地の整備に関する技術的事項については、建築局が分掌している。そのため、学校の敷地内における崖対策工事に係る教育委員会事務局と建築局の事務分担は次のとおりである。

##### ア 教育委員会事務局

建築局への工事施工依頼並びに事業者との契約締結及び支払の手續

##### イ 建築局

工事の設計、監督及び完了検査

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、本件工事に係る計画工程表を含む

工事計画が分かるもの一式と解される。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

ア 本件工事現場の地質調査に関する文書又は記録

本件工事現場の地質調査については、委託監督は建築局であり、令和3年度に地質調査（委託）を実施して年度内に終了している。

実施機関は発注局として、契約手続等に関する文書は保有しているが、当該調査は本件工事の一部ではなく、契約や受注業者が異なる別の案件であり、期間も重複していないため、本件工事の工事計画や工程には含まれていない。

イ 学校説明会の資料

学校説明会は、令和5年8月下旬に特定中学校で行われた学校への説明会のことであり、学校説明会当日に実施機関は工事のスケジュールや概要について書かれた資料を取得している。

ウ 約70ページで構成される今回の施工計画書

審査請求人が指摘する「約70ページで構成される今回の施工計画書」（審査請求書2頁）につき、実施機関は令和5年10月25日頃に建築局から取得し、保有しているが、開示請求日時点では保有していなかった。

エ 本件工事に係る建築局への工事の設計・施工依頼並びに工事契約の締結及び支出に関する文書

これらの文書は、契約事務手続のために一般的に作成するものであり、当該文書に含まれている建築局が作成した設計図書等に本件工事の工事計画、工程等に関する断片的な記載はあるが、内容的に十分なものではないと考えている。

オ 本件工事に関して、学校、周辺住民、生徒及び保護者から提出された文書又は記録

これらの文書又は記録で本件工事に係る工事計画又は工程が分かるものは存在しない。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 本件工事現場の地質調査に関する文書又は記録

実施機関の説明によれば、本件工事現場の地質調査は、前記(3)アのとおり、本件工事の工事計画や工程には含まれていないため、当該文書又は記録は、本件工事に係る工事計画又は工程が分かるものとはいえない。

## イ 学校説明会の資料

当審査会で当該資料を確認したところ、本件工事の概要及びスケジュールが記載され、また、本件工事に関する図面も含まれていることが認められたため、本件工事に係る工事計画及び工程が分かるものであり、対象行政文書として特定すべきである。

## ウ 約70ページで構成される今回の施工計画書

「約70ページで構成される今回の施工計画書」は、開示請求書の文言からすれば、対象行政文書として特定され得るとも考えられる。しかし、情報公開請求は、開示請求日時点において存在する文書が対象文書となるものであるが、本件開示請求は令和5年9月27日になされたものであり、当該文書は本件処分後の同年10月25日頃に実施機関が取得し、保有するに至ったものである。

そのため、当該文書は開示請求日後に実施機関が取得し、保有するに至ったものであり、対象行政文書として特定されない。

## エ 本件工事に係る建築局への工事の設計・施工依頼並びに工事契約の締結及び支出に関する文書

### (ア) 本件工事に係る建築局への工事の設計・施工依頼及び支出に関する文書

当審査会において本件工事に係る建築局への工事の設計・施工依頼及び支出に関する文書を確認したところ、本件工事の概要、工期、工法及び工種の記載はなく、また、本件工事に関する図面も含まれていなかった。

そのため、当該文書は本件工事に係る工事計画又は工程が分かるものとはいえない。

### (イ) 工事契約の締結に関する文書

当審査会において本件工事に係る工事契約の締結に関する文書を確認したところ、本件工事の概要、工期、場所、工種等が記載されているほか、本件工事に関する図面も含まれていた。

そのため、当該文書は本件工事に係る工事計画及び工程が分かるものであり、対象行政文書として特定すべきである。

## オ 小括

したがって、実施機関は学校説明会の資料及び本件工事に係る工事契約の締結に関する文書を対象行政文書として特定すべきであった。

(5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は妥当ではなく、学校説明会の資料及び本件工事に係る工事契約の締結に関する文書を対象行政文書として特定の上、改めて開示、不開示の決定をすべきである。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 5 年 11 月 17 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 5 年 12 月 21 日	・審査請求人から主張書面を受理
令和 5 年 12 月 25 日	・審査請求人から主張書面（訂正）を受理
令和 6 年 1 月 4 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 7 年 6 月 2 日 （第43回第四部会）	・審議
令和 7 年 7 月 10 日 （第44回第四部会）	・審議